



0歳から20歳(学生)まで 子どもの医療費助成



対象者は

- ・ 外来と入院ともに、**0歳から20歳の学生まで**
- ・ 20歳到達の年度末まで
- ・ 19・20歳の学生は所得制限があり、対象外の場合があります
- ・ 受給資格は毎年自動更新されますが、19歳・20歳の学生は窓口での申請が毎年必要です

医療機関にかかるとき

- ・ **県内の医療機関で、保険証と受給者証を窓口**に提示すると、**助成された自己負担分となり**
外来の場合支払いが、最大600円(1回あたり)で診療を受けることができます！
- ・ 調剤薬局では自己負担はありません(保険適用分)

後日返金されます

- ・ **お支払いいただいた自己負担金は**
後日指定口座に返金します

医療費
実質無料！

区分	外来自己負担	入院自己負担	所得制限
0歳～18歳	1回600円	1日300円	なし
19・20歳 (学生)	月2回1,200円まで	月3,000円まで	あり

外来の1日の支払いは最大600円まで
(1医療機関ごとに月最大1,200円)

◆同じ医療機関にひと月で4日間通った場合のお支払い例(県内)

	1日目	2日目	3日目	4日目
保険証だけの場合	2,800円	500円	1,200円	600円

受給者証を提示すると...

	1日目	2日目	3日目	4日目
窓口での支払い	600円	500円	3日目以降は無料	

600円に満たない場合はその額を負担し
後日役場まで払い戻しの申請をしてください

窓口でお支払いいただいた自己負担金も、後日自動的に返金されます
※保険診療以外のもの(予防接種や健診、個室料等)には使えません

◆注意事項◆

- ・ 中学生から高校生までの境町医療費助成受給者証(オレンジ)は、入院には使用できませんので、入院予定の場合は、保険年金課までお問い合わせください
- ・ 学校管理下でのけが等で診療を受けるときは、日本スポーツ振興センターの給付制度をご利用ください
- ・ 父と母(扶養義務者)の所得を比較し、所得の合算は行わず、高いほうの所得で確認します

境町は茨城県の医療福祉制度のほかに、独自で20歳(学生)までの子どもに医療費を助成します

医療機関で受診した際の、窓口自己負担額を助成し、医療費を無料化しています

茨城県の医療福祉制度において、所得制限となり対象外となる方も町独自で助成します



年齢や該当区分によって、受給者証の色が異なります



こんなときは
払い戻しの申請を！

☆県外の医療機関を受診したとき

マル福受給者証は使用できません
保険証のみで受診してください

☆自己負担額が600円未満のとき

役場の窓口にて手続きしてください
＜必要なもの＞
受給者証・保険証・領収書(原本)・印鑑



◆次のときは、保険年金課へ届け出てください◆

- ・ 住所・氏名・健康保険証(記号・番号)等、届出内容が変わったとき
- ・ 交通事故や傷害事件等の第三者行為によってケガや病気になったとき
- ・ 高額療養費や付加給付金があるとき
(保険者からの給決定通知書や支給明細書等の提出をお願いします)



お問い合わせ先

境町役場 保険年金課
TEL: 0280-81-1306

医療費助成制度についての詳細はこちら

